

# 第一種動物取扱業者(販売業)の皆様へ 店舗での動物の現物確認・対面説明が義務化されます







「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)が改正され、<u>令和2年6月1日か</u> **ら施行**されます。

# 事業所での動物の現物確認、対面説明が義務化

○ 動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)の販売にあたり、動物を購入しようとする者に対して、<u>その事業所において</u>、動物の現在の状態を直接見せる(現物確認)とともに、18項目の重要事項を対面で文書等を用いて説明する(対面説明)ことが規定されます。

### 対象者

- 哺乳類、鳥類、爬虫類の販売を行う全ての第一種動物取扱業者です。
- 小売業(第一種動物取扱業者以外への動物の販売)が対象です。第一種動物取扱業者に対して販売を行う場合(卸売などの業者間取引)は除きます。 (業者間取引でも、重要事項の説明文書の交付はこれまで通り必要です。)

# 必要な手続

- ① 既に事業所に飼養施設を設置している事業者→新たな手続は必要ありません。現物確認、対面説明を事業所で実施してください。
- ② これまで事業所に飼養施設を設置していない事業者
  - (1) 令和2年6月以降、動物の小売業を行う場合
    - →事業所に飼養施設を設置する必要があります。 事業所を移転して、移転先に飼養施設を設置する場合は新規登録申請が必要です。
  - (2) 業者間取引のみを行う場合
    - →飼養施設の設置は必須ではありませんが、手続が必要な場合があります。 (業務内容を「卸売のみ」に変更する業務内容・実施方法変更届出書等)
- ※ 必要な手続の詳細については、動物愛護相談センターまでお問い合わせください。
- ※ 改正法の本文は、環境省ホームページをご確認ください。 http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\_data/nt\_r010619\_39.html

#### 問い合わせ先

**23区・島しょ** 東京都動物愛護相談センター 電話 03-3302-3507(番号案内 1)

#### 多摩地区

東京都動物愛護相談センター多摩支所 電話 042-581-7435